

# 一般社団法人旅 LABO 本郷 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人旅 LABO 本郷と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、「旅行者」、「迎える観光事業者」、「観光地をバックアップする行政や観光協会」、「観光を伝えるメディアや研究する研究者」に情報の収集・交換の機会を提供し、それをもって日本の旅が育んできた文化的価値の承継・育成、観光事業の発展、さらに地域の経済・暮らしを豊かにすることを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 出版、放送、ウェブビジネスなどメディアに関する事業。
- (2) 広告、宣伝、PRに関する事業。
- (3) 関係官庁、議員等への提言及び観光関係団体、事業者等に対する提案、コンサルティング、アドバイス。
- (4) 観光に関連する調査研究。
- (5) クリエイター、モデル等の紹介、養成。
- (6) 講演会、イベント等の企画、運営。
- (7) 商品の企画、製造、販売。
- (8) その他前各号に附帯または関連する事業。

## 第3章 社員

(入社)

第4条 当法人の目的に賛同し、入社した個人または団体を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費)

第5条 当法人の事業活動に生じる費用に充てるため、社員は入会金および会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

#### 第4章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議要件を満たした者が第15条第1項に定める定数(以下「定数」という。)を超えて存在する場合には、獲得した議決権の数が多い者から順に定数に満つるまでの者が選任されるものとする。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した理事がこれに署名または記名押印する。

#### 第5章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事および監事は社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務および権限)

第18条 理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第19条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第20条 理事および監事は、無報酬とする。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第21条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第22条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第23条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第24条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第26条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第27条 当法人の事業報告および収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

2 前項の承認を受けた書類は、主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備えおくものとする。

(剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第29条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第32条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事および設立時代表理事は、次の通りとする。

設立時理事 柳澤 美樹子、神崎 公一、内山 貴晴、井上 聖子  
設立時代表理事 柳澤 美樹子

(設立時社員の氏名および住所)

第35条 設立時社員の氏名および住所は、次の通りである。

住所 東京都  
設立時社員 柳澤 美樹子  
住所 東京都  
設立時社員 神崎 公一  
住所 神奈川県  
設立時社員 内山 貴晴  
住所 東京都  
設立時社員 井上 聖子

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人旅 LABO 本郷設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年6月22日

設立時社員 柳澤 美樹子

設立時社員 神崎 公一

設立時社員 内山 貴晴

設立時社員 井上 聖子